**２－（８）役員選任規約例**

（目　 的）

第１条　この規約は、中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び本組合の定款に定める役員の選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の選任の期日）

第２条　任期の満了に伴う役員の選任は、その任期が終了する通常総会において行う。

２　補欠のための役員の選任は、これを行うべき事由が生じた日から３カ月以内に行う。ただし、欠員数が下限定数の３分の１以内の場合は、次の総会まで補欠のため選任を行わないことができる。

（推薦委員の選出）

第３条　推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ定款第○条第○項の規定の別表に掲げる地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出方法を通知し、定款第○条第○項に基づいて推薦委員を選出するように指示する。

２　前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

（推薦会議）

第４条　推薦会議の招集は、理事長が少なくとも総会開催予定日の３０日前までに推薦会議の目的、日時及び場所を記載した通知書を各委員に発して行う。

２　推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。

３　役員候補者の推薦は、役員の選任を行う総会会日の１５日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。

４　前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。

５　推薦会議は、役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を得ておかなければならない。

（理事会の開催等）

第５条　前条第３項の規定により役員候補者の推薦を受けた理事長は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として理事会に諮りその議決を得なければならない。

２　前項の議決を得た役員候補者名簿は、総会の開催通知の議案書類として組合員に対して送付しなければならない。

（総会における役員の選任の議決）

第６条　第２条に規定する役員の選任の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の３分の２以上の多数による議決により、投票以外の方法（挙手又は起立等）を定めた場合はその方法によるものとする。

２　前項ただし書の規定による投票以外の方法を選任の議決方法として採用する事態が予想される場合には、あらかじめ総会の開催通知に「役員の選任について投票以外の方法を選任の議決方法として採用することになった場合には、書面による議決権の行使として役員の選任を投票用紙で行った役員候補者への賛否の判断は、その議案に対する意思表示となります」旨を併記するものとする。

（書面による議決権の行使）

第７条　組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、総会開催日の１週間前までに組合に対して次の第８条に規定する様式第１号の投票用紙及び様式第２号の投票用封筒の交付を請求することができる。

２　組合は、前項の請求があったときは、投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。

３　組合員は、前項により交付を受けた投票用紙に賛否のいずれかを自ら記載し、これを投票用封筒に封入して、総会開催日の前日までに組合に到達するように提出しなければならない。

４　理事長は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、総会開催日までこれを誠実に保管し、総会の場で議長に引き渡さなければならない。

（投票用紙及び投票用封筒）

第８条　第６条の規定に基づく役員選任の議決の投票は、様式第１号の投票用紙により行うものとする。ただし、第７条の規定により書面による議決権を行使する場合は、様式第１号の投票用紙及び様式第２号の投票用封筒を用いて行うものとする。

（投票管理人及び投票立会人）

第９条　第６条の規定に基づく無記名投票により役員の選任を行う場合には、投票管理人及び投票立会人を次のとおりとする。

(1) 投票管理人は、○人又は○人とする。

(2) 投票立会人は、○人又は○人とする。

（※選挙管理人は、事務の不正を防ぎ円滑に事務を運用するため２人以上おく必要があり、選挙立会人も、同様な意味で、選挙の公正を期すため２人以上おくのがよい。）

２　投票管理人及び投票立会人は、総会において選任する。ただし、役員候補者は、投票管理人及び投票立会人となることができない。

３　投票管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

４　投票管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の目前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

（投票用紙の交付）

第10条　投票管理人は、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

（投　 票）

第11条　組合員は、総会の議案として提出された「役員候補者名簿」に賛成又は反対のいずれかを投票用紙に自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

２　投票用紙には、議決権の行使者である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（投票の終了）

第12条　投票管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

２　投票の終了後は、何人も、投票することができない。

（投票用紙交付数の確認）

第13条　投票管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、投票立会人の確認を得なければならない。

（開 票）

第14条　開票は、投票立会人立会いの上、投票管理人が投票箱を開き、賛成票、反対票のそれぞれの得票数を計算するものとする。

２　議長は、第７条第４項の規定により、理事長から引き渡された書面による議決権の行使者の投票封筒を投票管理人に引き渡して、これを開封のうえ前項の得票数に加えて計算するよう指示し、投票管理人は前項の投票数と合算して計算するものとする。

（無効投票）

第15条　次に掲げる投票は無効とする。

(1)　所定の投票用紙を用いてないもの

(2)　賛否の確認のし難いもの

（そ の 他）

第16条　本規約に定めのない事項については、その総会ごとに、総会の議決を経て決定する。

様式第１号　投票用紙様式

（表）　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

　　　　　　　　　

様式第２号　投票用封筒

（表）　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

　　　　　　　　　　

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。